

暑い日々が続く中、事務所内に電話の音が鳴り響いた。
「はい、こちら企業の労働10番です」。電話をかけてきたのは、従業員数30名ほどの製造業の社長さんでした。

「ちがう企業の労働110番です



(一社)名北労働基準協会 事業企画推進部係長

RSTトレーナー 川崎心也

中小規模事業場の安全衛生管理の進め方

よいだろうか?」とのご相談でした。平成29年の事業場規模別死傷災害発生状況をみてみると、規模100人未満の事業場で全体の7割を超える労働災害が発生しています。

えられます。

なお、本年より始まった第13次労働災害防止推進計画には、安全衛生管理を進めるため次のような大切な心構えが記されています。

「働く方々の一人一人がかけがえのない存在であり、それぞれの事業場において、一人の被災者も出さない」という基本理念

方針を表明しましょう。

②安全衛生に係る目標を設定し、計画を作成しましょう。

③安全衛生管理体制を確立・充実しましょう。

事業場の安全衛生を確保するためには、労働安全衛生法令の遵守はもちろん、事業場の自主的な安全衛生活動への取り組みが必要であることも伝え、また、東京労働局労働基準部が発行している「中小規模事業場の安全衛生管理の進め方」を一読頂くことをお願ひしました。これから安全衛生管理に取り組む事業場の皆様の参考になるかと思います。

また、労働安全衛生法第三章安全衛生管理体制(第10条~第19条の3)には労働災害防止活動に不可欠な安全衛生管理体制が定められています。

④労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関するこ

と。

⑤安全衛生に関する方針の表明に関するこ

と。

⑥危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関するこ

と。

⑦安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関するこ

と。

また、労働安全衛生法第

10条~第19条の3)には労働災害防止活動に不可欠な安全衛生管理体制が定められています。

今回お問い合わせ頂いた労働者30名の製造業では、労働安全衛生法第12条の2にある「安全衛生推進者」を選任する必要があります。そして、事業者と一緒に日々の安全衛生活動を推進し、下記の職務を担います。

①労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関するこ

ります。

業場では、安全管理体制の構築や取り組みを行う人材が限られ、労働者への安全衛生教育や安全衛生管理が、後回しになることも少なくあります。また、労働災害防止のための設備等への資金投資も困難であることも理解で

しかしながら、ひとたび労働災害が発生してしまうと、企業責任が問われ、労働災害防止のため設備等への資金投資をためらった額よりも、多額の賠償金を請求されることも十分に考

えられます。

なお、本年より始まった第13次労働災害防止推進計画には、安全衛生管理を進めるため次のような大切な心構えが記されています。

「働く方々の一人一人がかけがえのない存在であり、それぞれの事業場において、一人の被災者も出さない」という基本理念

がえのない存在であり、それぞれの事業場において、一人の被災者も出さない」という基本理念

がえのない存在であり、それぞれの事業場において、一人の被災者も出さない」という基本理念

イラスト・森沢康代



めの教育の実施に関するこ

と。

③健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関するこ

と。

④労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関するこ

と。

⑤安全衛生に関する方針の表

明に関するこ

と。

⑥危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措

置に関するこ

と。

⑦安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関するこ

と。

また、労働安全衛生法第

10条~第19条の3)には労働災害防止活動に不可欠な安全衛生管理体制が定められています。

今回お問い合わせ頂いた労働者30名の製造業では、労働安全衛生法第12条の2にある「安全衛生推進者」を選任する必要があります。そして、事業者と一緒に日々の安全衛生活動を推進し、下記の職務を担います。

①労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関するこ

と。

②労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関するこ

と。

③健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関するこ

と。

④労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関するこ

と。